

Ⅱ 障がい者への差別解消に向けた取り組み

◆障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）

『障がいのあり、なしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別を解消すること』を目的とする法律です。この法律では、以下の 2 点について定めています。

i 「不当な差別的取扱い」の禁止

国・都道府県・市町などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある方に対して、正当な理由なく、サービス等の利用を拒否したり、制限したり、条件をつけることを禁止しています。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・車いすや補助犬を理由にお店への入店を断られる。
- ・障がいがあることを理由にアパートへの入居を断られる。



ii 「合理的配慮」の提供

障がいのある方から配慮を求められたとき、どのようにすればよいかお互いに話し合い、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

【合理的配慮の具体例】

- ・意思を伝えるために写真のカードやタブレット端末を利用する。
- ・段差がある場合にスロープなどを使って補助する。

※その他の事例については、内閣府ホームページにおいて、合理的配慮の提供等事例集が掲載されていますので、参考としてください。(P.33 参照)

◆本県における差別解消に向けた取り組み

愛媛県では、障害者差別解消法をより実効性のあるものにするため、平成 28 年 4 月に「愛媛県障がい者差別解消条例」を施行するとともに、行政職員を対象とした「障がいのある方への対応のしおり」の作成や、大学生や高校生を対象とした障がい者支援サポーター育成研修等を実施しています。